

2008

1

No.377



よなばる

町のホームページ<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>

**新年
明けまして
おめでとうございます**



“与原公園植樹祭”

— さくら祭りの実現を夢見て — ……8ページ

公共下水道 11月末 の普及状況

- ① 供用開始区域内の使用可能人口
6, 873人 先月比 (+ 2人)
- ② 供用開始区域内の使用人口
3, 458人 先月比 (+ 19人)
- ③ 使用人口率(水洗化率)
50.3% ②/① 先月比 (+0.2%)
- ④ 供用開始区域内の使用可能世帯数
2, 285件 先月比 (+ 2件)
- ⑤ 供用開始区域内の使用世帯数(栓数)
1, 193件 先月比 (+ 5件)
- ⑥ 使用世帯数率
52.2% ⑤/④ 先月比 (+0.2%)

●お問い合わせ 上下水道課 ☎945-3017

主 な 内 容

- 平成20年 年頭あいさつ …… P 2
- 財政公表 —平成19年度上半期— …… P 4
- 町職員の給与・定員管理等の公表 …… P 6
- 平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります… P 11
- 申告が必要です! 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方… P 16
- 戸籍事務がコンピュータ化されます …… P 18
- お知らせ「20年度臨時職員等募集」、他 …… P 21

12月20日現在 **人口** 15,716 (+6) **男** 7,641 (+3) **女** 8,075 (+3)
() は前月比 **世帯** 5,573 (+1)

申し上げます



新年 明けまして おめでとうございます。

輝かしい新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、国内の政局が大きく変わり、参議院選挙、安倍政権の誕生・崩壊、年金問題、政治と金の問題、防衛省幹部の疑惑問題など国政を揺るがす事件が相次いだ年でありました。

本町におきましては、マリントウンプロジェクト事業もほぼ計画通り進捗しており、「東浜」が東南部の拠点都市として形が整いつつあります。特に昨年9月下旬に県道糸満・与那原線が一部供用開始され、企業進出も相次ぎ、更に住宅用地・商業用地・業務用地の売れ行きは好調に推移しています。また県所有地にハウスメーカー6社がモデルハウスを建築中であり、地区内の基盤整備も集中的に実施され建設ラッシュが続いています。他にも国道バイパス、町道6号線拡張工事も実施され、一日も早い供用開始が待たれています。昨年末に着工予定をしていた大型商業施設については、工事着手が遅れていますが、近々着工し、夏場にはオープンする運びとになっており、町の形態も大きく変わるものと期待しているところであります。与那原の浜は、形を変えて出島方式の「東浜」が誕生し、現在、精力的に区画整備事業を実施しています。

地方交付税の削減は、脆弱な財政基盤の本町にとっては致命的な打撃を受けていることは言うまでもありません。これからの行政運営は時代の変化に即応し自らの創意工夫を持って解決する自治体としての能力が求められる時代となっています。

本年は子年、十二支のはじめの年であります。与那原町にとっても新時代に向かってスタートを切る大事な年と定め、「住民主体、主導の町づくり」をモットーに掲げ更に邁進する所存でございます。

新しい年が皆様にとって幸多き年でありますようご祈念申し上げ年頭のご挨拶といたします。



与那原町長

古 堅 國 雄

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、それぞれの感慨や抱負を胸に、新たな年をお迎えになられたことと存じます。

昨年はマリントウン地域に西原マリnparkの開園や県道糸満与那原線供用開始など、東浜地区が目に見えるように発展を遂げた年になり、今後の更なる地域活性化へ大きな期待をしております。

また、九月に実施された教科書検定意見の撤回を求める県民大会の際には、400人余りの町民の参加とともに、大会の成功と平和の発信ができた事に感謝いたします。これからの地方分権の流れの中で、市町村が元気になることこそが、国が元気になることだとの考え方に立ち、真の分権型社会を創造するためには、町民皆様の力が不可欠であります。

今後も行財政改革をはじめ、教育、福祉、医療、環境対策など多岐に渡る課題につきまして、議会での活発な議論とわかりやすい議会運営を行い、町民皆様の協力をいただきながら全体の福祉向上と活力ある与那原町を目指し、議員一同、全力で取り組む所存でございます。

年頭に当り、本年が明るく希望の持てる年になりますとともに、町民皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。



与那原町議会議長

又 吉 忍 夫



平成20年 年頭あいさつ

新春の御祝辞を



与那原町副町長

津 嘉 山 斉

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、国内外において多事多難な年でありました。各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が出ました。

特に昨年の世相を反映する一文字に「偽」が選ばれたように、耐震構造計算改ざん、食品偽造・産地偽造等、組織ぐるみの偽造に、国民は何を信じていいのかという不安にかられる程でした。

国政でも、政治と金の問題や年金問題、農水大臣の自殺、総理大臣の辞任など政界を揺るがす出来事が頻発した1年でもありました。

町内に目を向けると、東浜へのアクセス道路として県道糸満・与那原線が一部供用開始され、東浜が広く知られるようになり、分譲にも弾みが出て参りました。現在も県有地には、モデルハウス22棟が建設中であり、基盤整備工事も着々と進んでおります。また今年、4月には東浜地区が沖縄県の観光振興地域として指定を受けることになり、いよいよ東浜が「アメニティ豊かな海辺の町」として名実ともに中南部地域の拠点として位置付けが明確になって参りました。今後は残る町有地の売却に全力をあげるとともに、県の計画するマリナやコンドミニアム用地、

シンボル緑地、ホテル用地、商業・住宅用地など早急に基盤整備を図るよう県に強く働きかけていく所存であります。

古堅町政にとって、昨年は初めての本格予算の編成となりましたが、主要プロジェクトの学校改築事業や板良敷沿岸線、下水道事業、東浜基盤整備事業等順調に進捗しております。

今後とも古堅町長の政治公約の実現に向けて全職員の英知を結集し取り組んで参る所存であります。

どうか本年も皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶と致します。



与那原町教育長

諸見里 和 彦

町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

町教育行政につきましては、町民の皆様の暖かいご支援とご協力をいただき、心から深く感謝申し上げます。

昨年は43年ぶりに実施された小中学校全国一斉学力テストの結果が最下位となったことに、本県教育庁はもとより各市町村教育関係者に大きな衝撃を与えました。この結果に、早い段階で従来の本県学力向上施策を検証し、学力格差の是正に取り組むことが責務かと思えます。

昨年、学校教育につきましては、与那原中学校校舎改築に着手致しており、生徒は快適な教育施設で授業が受けられます。

また文化・スポーツの県大会や九州大会で児童・生徒の活躍が大変すばらしい年でもありました。

中学校男子駅伝部が島尻地区大会で2連覇を成し遂げ、派遣された九州大会では順位は17位でしたが、県大会記録を短縮する活躍でした。

08年度の全国児童福祉週間の標語の部で、2年連続で与那原小学校生が最優秀賞を受賞する快挙が成し遂げられました。

また、未成年者の飲酒事犯が連日のように新聞で報道され、本町においても緊急未成年者飲酒防止町民大会が開催されました。

迎えた平成20年の教育行政課題は、学校教育では教育活動充実のための条件整備、魅力あふれる学校づくり、社会教育では生涯学習事業の充実、社会教育体制の整備、そして文化財の保護があります。

教育委員会と致しましては、各関係委員、全職員が与那原町教育の充実・発展のために努力する所存ですので、本年も尚一層の皆様方のご理解・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、新年のご挨拶と致します。

財政公表

平成19年度 上半期

地方自治法第243条の3第1項及び
与那原町財政事情書の作成及び公表
に関する条例に基づき、平成19年度
上半期の財政状況を公表する。

平成19年10月22日

与那原町長 古堅國雄

平成19年9月末 町の人口と世帯

人 口	15,720人
男	7,635人
女	8,085人
世 帯	5,573人

町税の徴収状況（平成19年9月末現在）

	徴収すべき額 （調定額）	収入済額	徴収率
町税	1,034,363千円	562,998千円	54.43%

財政公表は、町の財政がどのように
運営されているかを知っていただくた
めに、年2回公表されているものです。

予算・決算というと、何か難しいイ
メージがありますが、これは皆さんのご
家庭で例えれば家計と同じものです。

町では、町民福祉の向上と地域社
会発展のために、健全な財政運営に
努めながら、さまざまな事業を進めてお
ります。

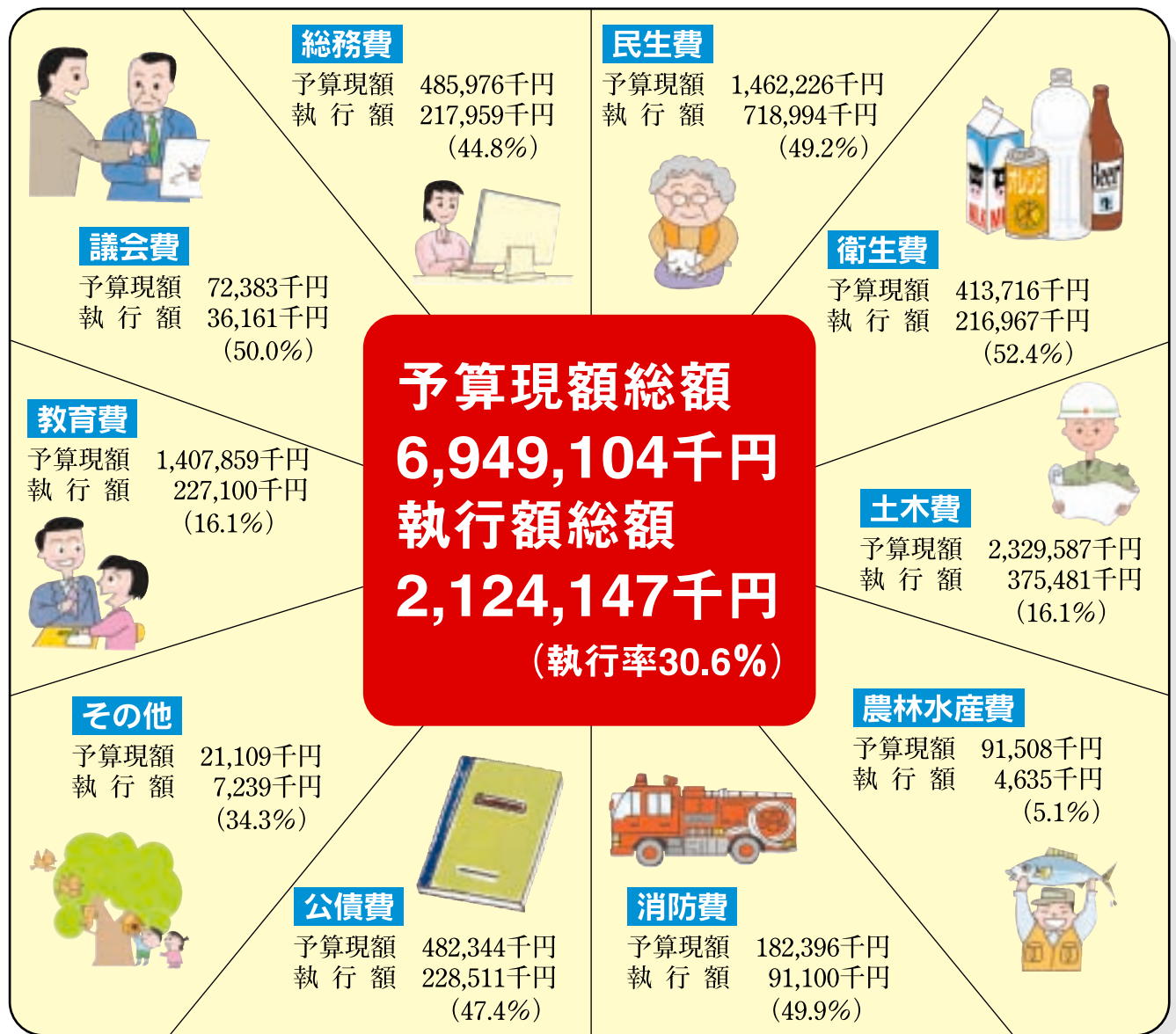
ここでは、町予算の歳入・歳出、
執行状況、町債など町の台所事情が
明らかにされています。

各会計予算執行状況（平成19年9月末現在）

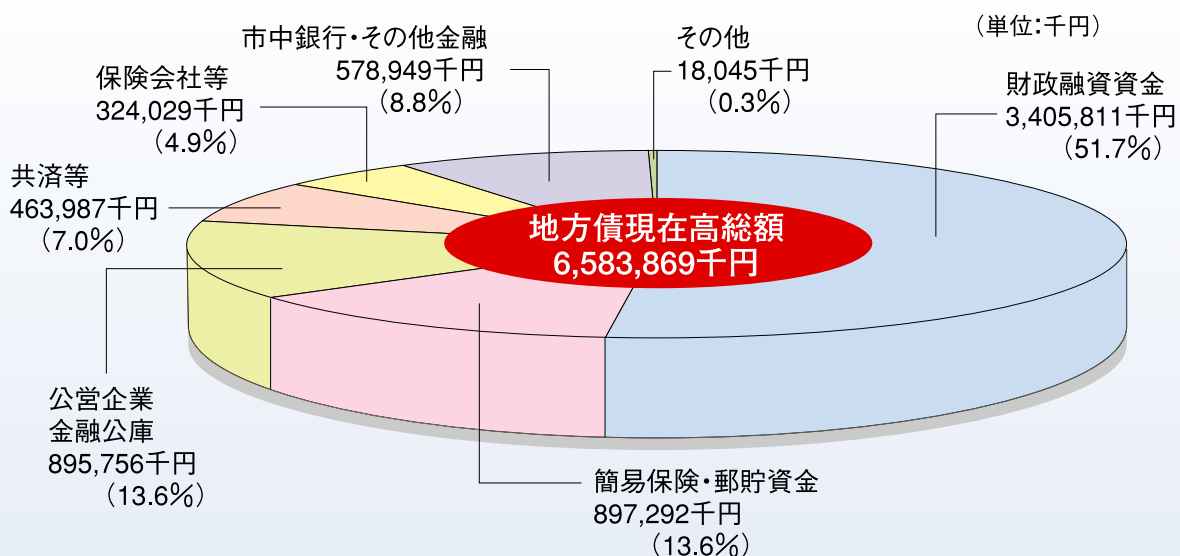
単位：千円 %

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額総額	収入済額総額	執行率 (%)	予算現額総額	支出済額総額	執行率 (%)
一 般 会 計	6,949,104	2,007,616	28.9	6,949,104	2,124,147	30.6
国 民 健 康 保 険 計	1,770,528	696,648	39.3	1,770,528	795,937	45.0
老 人 保 健 計	1,174,922	561,979	47.8	1,174,922	531,553	45.2
公 共 下 水 道 計	571,485	75,470	13.2	571,485	48,420	8.5
上 水 会 道 計	400,079	144,376	36.1	647,278	176,472	27.3

一般会計歳出目的別の内訳 (平成19年9月末現在)



町債の状況 (平成19年9月末現在)



町職員の給与・定員管理等の公表

町職員の給与については、町議会における給与条例及び予算審議を通じて明らかにされていますが、町民の皆さんにより一層ご理解をいただくため、その内容をお知らせします。

●お問い合わせ 企画総務課 ☎945-2201

④ 職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区分		与那原町		国	
		初任給	採用2年経過 日給料月額	初任給	採用2年経過 日給料月額
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円
現業職	高校卒	135,600円	145,100円	—	—
	中学卒	127,700円	135,600円	—	—

① 人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (19.3.31)	歳出額 A	実質 収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	17年度の 人件費率
年度 18	人 15,675	千円 5,602,134	千円 44,861	千円 592,548	% 10.6	% 16.77

① 人件費には、特別職に支給される報酬等を含む。

⑤ 職員の経験年数別・学歴平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区分		経験年数 10年～15年未満	経験年数 15年～20年未満	経験年数 20年～25年未満
一般行政職	大学卒	271,600円	337,800円	412,800円
	高校卒	238,400円	278,400円	381,600円

⑤ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう者である。

② 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末手当	計B	(B/A)
年度 19	人 98	千円 397,284	千円 24,691	千円 148,916	千円 598,515	千円 6,107

② 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は当初予算に計上された額である。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師 司書	主事 技師	主任 主任技師 主任司書	補佐 主査	課長 参事 局長 補佐	課長 参事 局長	
職員数	4人	6人	25人	7人	21人	6人	69人
構成比	% 5.8	% 8.7	% 36.2	% 10.1	% 30.4	% 8.7	%

⑥ 1. 与那原町の給与条例に基づく給料表の級区分けによる職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

③ 職員の平均給料月額、平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職		現業職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
与那原町	336,100円	43.4歳	327,900円	46.7歳
国	328,477円	40.4歳	286,500円	48.4歳
沖縄県	340,900円	42.8歳	322,800円	46.5歳

③ 国・沖縄県においては平成18年4月1日の状況となっています。

⑧ 特別職の給料・報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当の支給率			
町 長	620,000円	6 月期	1.6月分	12月期	1.7月分
副町長	531,000円		〃		〃
教育長	510,000円		〃		〃
議 長	266,000円		〃		〃
副議長	221,000円		〃		〃
委員長	213,000円		〃		〃
議 員	205,000円		〃		〃

⑦ 職員手当の状況 (平成19年4月1日現在)

		与那原町			国		
	区 分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
勤期 勉末 手当 当当	6 月期	1.4月分	0.725月分	2.125月分	1.4月分	0.725月分	2.125月分
	12月期	1.6月分	0.725月分	2.325月分	1.6月分	0.775月分	2.375月分
	3 月期	0 月分	0 月分	0 月分	0 月分	0 月分	0 月分
	計	3.0月分	1.45月分	4.45 月分	3.0月分	1.45月分	4.5 月分
	役職段階別 加 算 額	有			有		

⑨ 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在単位:人)

部 門	区 分	職 員 数			対前年増減数			主な増減理由
		平17	平18	平19	平17	平18	平19	
福祉関係を除く一般行政	議 会	3	2	2	—	△ 1	—	
	総 務	19	19	19	△ 4	—	—	
	税 務	10	10	10	—	—	—	
	労 働	—	—	—	—	—	—	
	農 水	3	2	2	△ 1	△ 1	—	
	商 工	1	1	1	—	—	—	
	土 木	9	9	9	△ 4	—	—	
	小 計	45	43	43	△ 9	△ 2	—	
福祉関係	民 生	22	19	19	△ 2	△ 3	—	
	衛 生	7	7	7	△ 1	—	—	
	小 計	29	26	26	△ 3	△ 3	—	
一般行政計		74	69	69	△12	△ 5	—	
特別行政	教 育	31	29	28	△ 3	△ 2	△ 1	退職不補充
	警 察						—	
	消 防						—	
	小 計	31	29	28	△ 3	△ 2	△ 1	
公営企業等	病 院	—	—	—	—	—	—	
	水 道	5	5	5	—	—	—	
	交 通	—	—	—	—	—	—	
	下水道	2	2	2	1	—	—	
	その他	9	9	7	2	—	△ 2	事務の広域処理
小 計		16	16	14	3	—	△ 2	
総 合 計		121	114	111	△12	△ 7	△ 3	

⑨ 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

⑩ 定員適正化計画の数値及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

定員管理の現状を分析し、定員モデル、類似団体別職員数の状況を活用しながら最小職員数で最大の効果を上げるよう、スクラップ・アンド・ビルド方式で極力定員を抑制するとともに、平成21年度までの5年間で一般行政部門において17人(19.8%)の減員を図る。

② 定員適正化手法の概要

行政需要に対応した組織づくり、機構改革を行うとともにITの推進、民間委託が可能な業務については積極的に委託するように務める。

③ 定員適正化計画の推進

一 般 行 政 部 門	計 画 数	区 分	H16年 計画前年	H17年 1 年目	H18年 2 年目	H19年 3 年目	H20年 4 年目	H21年 5 年目
		減 員		△12	7	0	4	2
		増 員		0	2	0	4	2
		差 引		△12	△5	0	0	0
		職員数	86	74	69	69	69	69
	実数	職員数	86	74	69	69		

		与那原町		国	
	区 分	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
退 職 手 当	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	23.5 月分	30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	33.5 月分	41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	47.5 月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
	特別昇給	無		無	
	1人当たりの平均	—		—	—

⑩ 退職手当の1人平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当 (18年度)	区 分		全 職 種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.8%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		6,700円	
	手 当 の 種 類 (手当数)		3種類	
	手 当 の 名 称		犬、猫等死体処理手当 台風時等待機手当 行旅死亡人取扱手当	
時間外勤務手当	18年度	支 給 総 額	3,167,235円	
		職員1人当たり支給年額	27,541円	
	17年度	支 給 総 額	4,359,368円	
		職員1人当たり支給年額	36,028円	
区分	内 容	手当額 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族 (配偶者、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給	配偶者 13,000円 ・その他1人につき6,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同	
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給	借り受け 最高支給額27,000円 所 有 2,500円 (5年目まで)	同	
通勤手当	通勤距離が2 km以上で、バス等を利用している職員に支給	バス運賃月額45,000円までは実費、支給限度額50,000円 自家用車 距離に応じて2,000円～20,900円	同	



与原公園植樹祭

12月17日、与原区老人会「愛老会」（会長 比嘉皓一）主催、町共催による「植樹祭」が行われ、桜の苗木50本が、参加者約100人によって植樹されました。比嘉会長は「将来“さくら祭”の実現と会員が揃って開花を祝える事を祈願したい」と挨拶しました。



港地区コミュニティーセンター

12月5日、港地区コミュニティーセンター建設工事着工に伴う地鎮祭が行われ、多数の関係者並びに地元港区住民等が参加しました。

完成は3月末。共用開始は4月の予定です。施設管理は港区が行います。



人権の花開花式

12月20日、「人権の花開花式」が行われました。10月17日に与全全校生徒で植付けた沢山の花の開花を喜びました。児童等からは満開に咲いた「人権の花」が町、社協、警察署、法務局に贈られました。



叙勲・褒章受章祝賀会

12月7日、「与那原町平成19年危険従事者叙勲秋の叙勲・褒章受章祝賀会」が行われました。

和やかな祝宴の中、各氏の永年の功績を称え、功労を多くの参加者が祝福しました。

※受章者については11月号をご参照ください。



県文化協会賞 受賞

12月20日、町文化協会(会長 座波朝正)は、「2007年沖縄県文化協会賞」の功労賞に阿波連蘭子さん、奨励賞に金城英一さん、団体賞に福祉レク与那原マリンプールクラブ(代表 安泉直子)の受賞報告に訪れました。



与東小人権講演会

12月14日、与東小で比嘉信子さんを迎え、人権講演会が行われました。比嘉さんは「障がいがあってもやる気があれば何でも出来る」と諦めない事の大切さ「障がいを持っている人を見かけたら助けてあげられる優しい人になって」と児童に語りました。



お～いگانきょう



◎お問い合わせ まちづくり課 環境衛生係 ☎945-7244

野焼きは禁止されています

“野焼きは、煙・悪臭による近所迷惑!!”

野焼きをすることは、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却・穴を掘っての焼却は「野焼き」とみなされます。

例外とされている日常生活において通常行われている軽微な焼却であっても、周辺の方々に、**悪臭・目にしみる・ノドが痛い・洗濯物が汚れる・窓が開けられない**などの迷惑をかけますのでやめましょう。

「野焼き」は、ダイオキシン類や有害物質の発生源となって環境汚染の原因にもなります。

畑や空き地から出た草木は、土に還すかあるいは自ら処理施設へ搬入し、ご近所で迷惑にならないようお願いします。

焼却禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災などその他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の焼却のことです。

罰則

廃棄物の焼却に違反した場合は、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金が処せられます。

※詳細についてはお問い合わせ下さい。

家庭用生ごみ処理機奨励金について

町では、自世帯の生ごみを処理機にて自己処理しようとする者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付しています。なお、購入の前に申請書の提出が必要です。

奨励金交付額 処理機1基あたりの購入額2分の1（限度額30,000円）

奨励金交付の対象者 ① 町内に住所を有し、かつ居住している者で、町内で処理できる者
② 過去5年の間に、処理機に係る奨励金の交付を受けていない者

※奨励金の交付対象となる生ごみ処理機は、1世帯につき1基となります。

浄化槽は“生き物”です（維持管理が義務づけられています）

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。人と同じように日頃から健康管理を行う必要があり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。

維持管理が適性に行われないと、微生物の働きが弱まり、故障の原因となるだけではなく、地域の環境汚染へもつながります。

設置者維持管理の義務

設置者へは浄化槽法により、保守点検と清掃を定期的に行うとともに、法定検査を受けることが義務づけられています（有料）。

保守点検は登録業者へ

保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充などを行います。都道府県知事に申請し登録した保守点検業者か、浄化槽管理士が行うことになっています。

◎お問い合わせ （社）沖縄県環境衛生協会 ☎835-8833

清掃委託は許可業者へ

清掃は、浄化槽内にたまったスラムや汚泥などを引き出すとともに、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。

◎お問い合わせ 〔町許可業者〕与那原衛生 ☎945-3250



図書館

【火～金】午前10時～午後7時
【土・日】午前10時～午後5時
【休館日】月曜日、第4金曜日（資料整理日）

図書館 カレンダー

与那原町立図書館

与那原町字与那原 712 番地 ☎946-6959

一般図書

書名	著者名	出版社
残酷な童話	チャールズ・ボウモント	論創社
ホームレス中学生	田村 裕	ワニブックス
税務署に睨まれない確定申告の書き方	林 高宏	エール出版社
スカーフ・ストール&マフラーアレンジレッスン	主婦の友社	主婦の友社
★消えずの行灯	菅田 竜一	双葉社

→ 幕末の江戸。夏のある朝。本所吉田町で旗本の三男坊が怪死。第28回小説推理新人賞作品。

児童図書

紙芝居おには一そと！ お金で死なないための本	杉の子保育園 千葉保十クレサラ探偵団	童心社 太郎次郎社エディタス
★わんわん探偵団	杉山 亮	偕成社

→ 犬の訓練士 スピッツかわい が犬たちと難事件に挑戦。事件編と解答編があるので推理に参加して！

郷土図書

お苦しみはこれからだ ★藤本勇人の妄想食堂	又吉 正直 藤本 勇人	ボーダーインク 主婦と生活社
--------------------------	----------------	-------------------

→ 沖縄のいろいろを一人芝居に仕立てる、自称うちな一軒家の著者が出会った料理にまつわるあれこれ。

雑誌

NHKきょうの料理 2008年1月号	—	日本放送出版協会
★ロードショー 2008年1月号	—	集英社

→ 1972年創刊の映画雑誌。今月の特集は、「ハリウッド・ニュースの真相を追跡！」ほか

お知らせ

1月29日（火）から2月12日（火）まで、平成19年度の特別資料整理期間のため、休館となります。この期間に、台帳上の記録と実際の資料の状態を照合するための蔵書点検作業や、書架清掃等を計画しています。期間中、利用者の皆様へご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。2月13日（水）午前10時より通常開館します。

12月の利用状況

登録人数	11人
貸出人数	1,192人
貸出点数	3,000点
開館日数	22日

1月	2月
1 火	1 金
2 水	2 土
3 木	3 日
4 金	4 月
5 土	5 火
6 日	6 水
7 月	7 木
8 火	8 金
9 水	9 土
10 木	10 日
11 金	11 月
12 土	12 火
13 日	13 水
14 月	14 木
15 火	15 金
16 水	16 土
17 木	17 日
18 金	18 月
19 土	19 火
20 日	20 水
21 月	21 木
22 火	22 金
23 水	23 土
24 木	24 日
25 金	25 月
26 土	26 火
27 日	27 水
28 月	28 木
29 火	29 金
30 水	
31 木	

印は休館日です

クリスマスおはなし会



12月8日、町立図書館主催「クリスマスおはなし会」が行われ、沖縄女子短期大学の「児童文化研究クラブ」の学生17名による手遊びや、大型絵本の読み聞かせ、人形劇などが公演されました。

幼児から小学生までの子ども達や親子約百人が参加。カラフルな手袋が舞台上で踊るオープニングを皮切りに日頃、子供たちが図書館で読んでいる絵本や物語の世界が繰広げられました。

最後に、突然現れたサンタクロースに子ども達はびっくり。お菓子のプレゼントをもらって嬉しそうに家路に着きました。



米軍の本島上陸日の写真。中央が浜田兵舎。建物や地面に砲撃の跡がある。下側に司令部と病院が位置しており、西原、首里、那覇への道路、軽便鉄道のレールも見える。

資料提供者＝藤本文昭教諭（愛媛県）

●連絡先：町史編集室
☎871-9981
FAX 871-9982

町史編集室では、沖縄戦の資料収集と、体験者からの聞き取りを行っています。皆様のご協力をお願いいたします
三情報⑦…昭和20年4月1日の与那原



平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります。

《新しい制度のポイント》

POINT 1

75歳以上の方、一人ひとりに被保険者証を交付します。
→詳しくは、「被保険者」のP.13で

POINT 2

保険料負担を公平にします。
高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。
また、これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人がおり、また、市町村によって保険料に高低がありました。
新しい制度では、**高齢者の方々は、皆、負担能力に応じて公平に保険料をご負担いただくこととなります。**また、原則として、都道府県内で、同じ所得であれば同じ保険料になります。
→詳しくは、「保険料」P.12と「仕組み図」P.13で

POINT 3

高齢者の方々にふさわしい医療を目指します。
新しい制度でも、74歳までの方々と変わらず、必要な医療を受けることができます。
特に、高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があるので、**高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指します。**

POINT 4

医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減します。

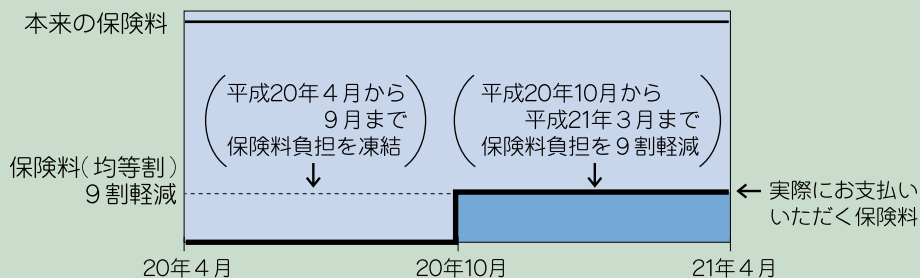
POINT 5

後期高齢者医療広域連合という新しい運営主体が、都道府県や市区町村と連絡を取りあって、高齢者の方々のサービス向上に努めます。



《制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。



《保険料》

- 保険料は、「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」ことになります。
- 保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）と」被保険者の方に「等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）の合計額」になります。
 - ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。
 - ▼ どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- 後期高齢者医療制度に加入する直前に

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方

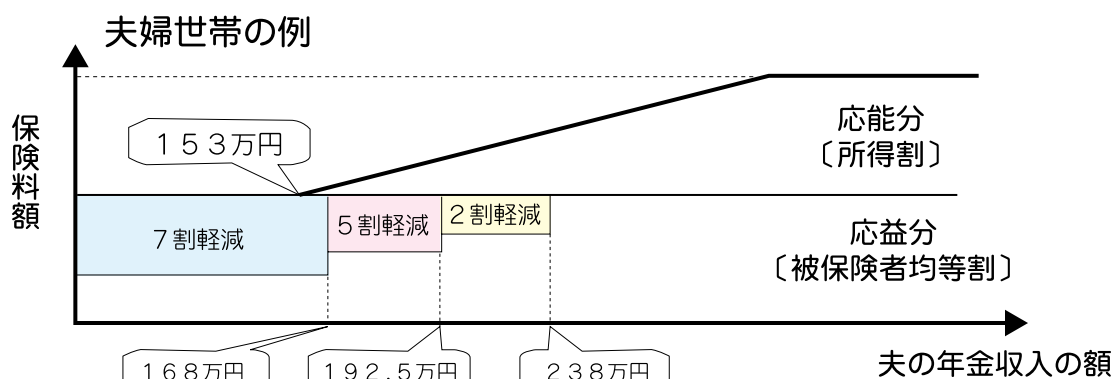
新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。

ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。→P.11をご覧ください。

- 所得割の率や被保険者均等割の額は、「各広域連合が、それぞれの都道府県の医療の給付に応じて、2年ごと」に条例で決めます。
- 高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、これまでの保険料と同程度で、後期高齢者医療制度にかかる給付の1割になります。

1人当たり保険料額＝被保険者均等割額＋1人当たり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧たし書所得）×所得割率



- 保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市区町村に対し個別に納付していただくことになります。

《医療の給付》

- 後期高齢者に対する医療給付の種類は、新たに設けられる高額医療・高額介護合算制度以外は、現行の老人保健及び国保において支給されているものと基本的には同じです。



後期高齢者の新たな診療報酬体系の検討

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の身心の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することとされていることから、そのための検討を行っています。

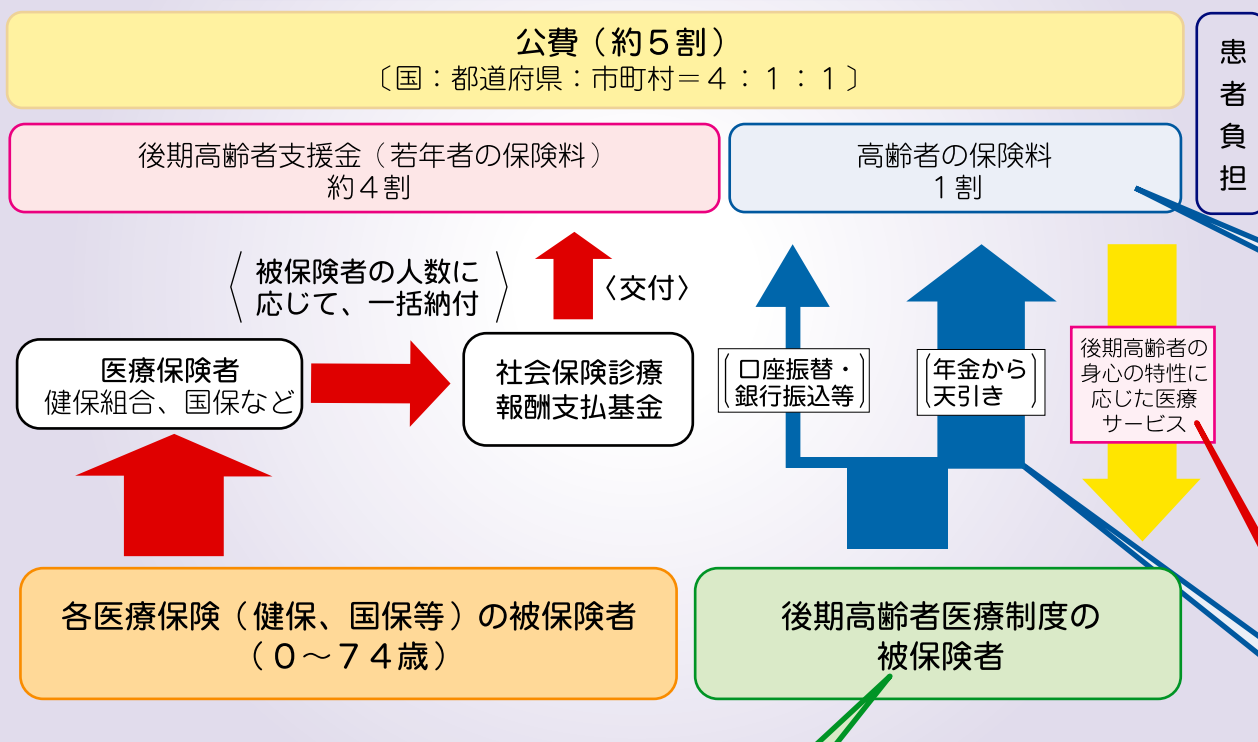


後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。平成 18 年度中に全ての都道府県で設立が完了しています。

後期高齢者医療制度の仕組み

〔運営主体：全市町村が加入する広域連合〕



《被保険者》

- ① 75 歳以上の方（75 歳の誕生日から資格取得）
 - ② 65 ～ 74 歳で一定の傷害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）
- これらの方々は、現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。加入するときは、一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証をお渡ししますので、医療を受ける際は必ずこれを提示してください。

《患者負担》

1

医療機関の窓口では、「現行の老人保健制度と同様、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割）」を医療機関の窓口を支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

※ 3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。

- ・課税所得 145 万円以上、かつ、
- ・収入 高齢者複数世帯 520 万円以上、高齢者単身世帯 383 万円以上

2

高額医療・高額介護合算制度を新たに設けます。

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減します。

（月ごとの負担の上限額）

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
① 現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	44,400 円	80,100 円 + 1% (44,400 円)
② 一般	12,000 円	44,400 円
③ 市町村民税非課税の 世帯に属する方 (④以外の方)	8,000 円	24,600 円
④ ③のうち、年金受給額 80 万円以下等の方		15,000 円

（年ごとの負担の上限額）

高額医療・高額介護 合算制度における自己負担限度額
6 7 万円
5 6 万円
3 1 万円
1 9 万円

(注) ()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

3

医療機関に入院された方については、現行の老人保健制度と同様、

- ・療養病床以外の場合は、食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額
- ・療養病床の場合は、食費及び居住費に関する負担として、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに、標準負担額を負担していただきます。

食費・居住費の標準負担額

区 分	
① 一般の方	(食 費) 1食につき460円(注) (居住費) 1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯に 属する方等(③、④以外の方)	(食 費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、年金受給額80万円 以下等の方(④以外の方)	(食 費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給 している方	(食 費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき 0円

(注) 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円となる。

《各種手続や制度についての問合せ先》

- 後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合と市区町村とが連携して事務を行います。基本的な役割分担は以下のとおりです。

広域連合：被保険者証等の交付、保険料の決定、医療の給付

市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

- 詳しくは、沖縄県後期高齢者医療広域連合又は町健康保険課の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ 健康保険課 ☎ 945-2204 ・ 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎ 963-8011



ささき かつよ
笹木 勝代
(当添区) ☎946-3131



なかざと ぜんぺい
仲里 全禎(会長)
(当添区) ☎946-3154

民生委員 児童委員

任期:平成19年12月1日～平成22年11月30日
平成19年12月1日現在



へんどの なつこ
邊土名 葉子
(江口区) ☎945-1415



かわた きえい
川田 祺英
(江口区) ☎946-2328



やびく しずこ
屋比久 静子
(港区) ☎945-0635



かみや まさひで
神谷 正秀
(港区) ☎946-2176



ちねん つねこ
知念 常子
(板良敷区) ☎946-3051



やびく すみこ
屋比久 澄子
(新島区) ☎946-7278



しんざと ちようせい
新里 朝青
(中島区) ☎945-3798



しんざと けいこ
新里 桂子
(中島区) ☎945-3112



たかざと りょうこ
高里 良子
(江口区) ☎946-2135



やまうち としはる
山内 敏春
(江口区) ☎946-3091



なかやま かつこ
名嘉山 勝子
(与那原区) ☎945-3555



とくもと のぶこ
徳元 信子
(与那原区) ☎945-6935



いしかわ せいし
石川 清敏
(主任児童委員) ☎945-1992



とみもり やえこ
富盛 八重子
(森下区) ☎946-6333



しろま よしこ
城間 功子
(新島区) ☎945-3915



またよし まさよし
又吉 政義
(上与那原区) ☎945-9405



いしはら まさのり
石原 昌徳
(上与那原区) ☎945-3414



ぎま かすいち
儀間 和一
(大見武区) ☎945-5954



なかむら まさこ
仲村 正子
(与那原区) ☎945-0531



じゃはな きみこ
謝花 公子
(与那原区) ☎945-3444

東部消防組合 防火作文、防火ポスターコンクール

11月9日～16日に行われた「平成19年度秋期全国火災予防運動」において、東部消防組合（与那原町、南城市佐敷、南風原町、西原町）では管内小学校を対象に防火作文（6年生）、防火ポスターコンクールを開催しました。

防火作文の部門で、知念由子（与東小6年）さんの「火事のこわさ」が特選を受賞、防火ポスターの部門で、當山美結（与東小4年）さん、光田結花（与小4年）さんが金賞を受賞しました。

特選



知念 由子
(与東小6年)

金賞



當山 美結
(与東小4年)

金賞



光田 結花
(与小4年)

申告が必要ですよ!

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

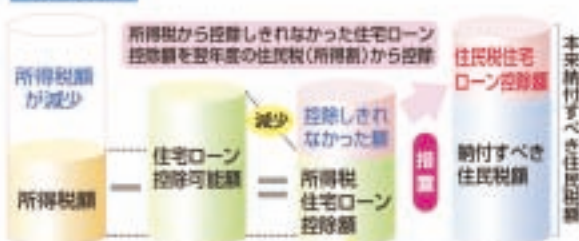
申告期限

平成20年
3月17日
まで

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

申告が必要ですよ!

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う**住民税の還付**を受けるためには**申告が必要**となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間

平成20年
7月1日~31日
まで

申告先

平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

平成19年から税源移譲によって、
所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、
国(所得税から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。
それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減るその分6月から住民税が増えています。
しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。

住宅ローン控除 Q&A



Q「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
(「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。)

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

申告しないと...

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告すれば...

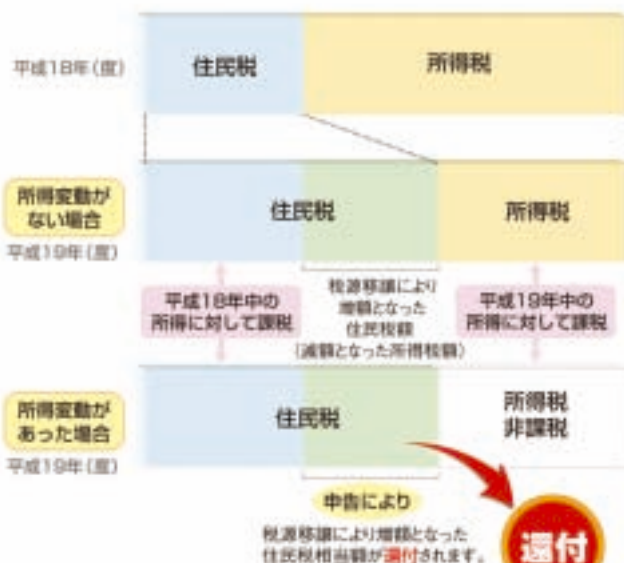
税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。



所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合 計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし	差 額
	税源移譲前の税率を適用 税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0
住民税	130,000	227,500
合 計	130,000	227,500
		97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

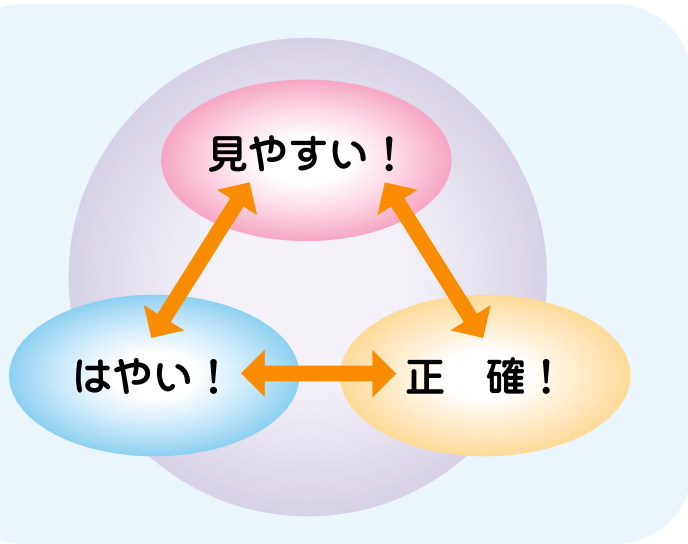
※平成19年中に亡くなった方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない方には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期優良住宅等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

戸籍事務が

コンピュータ化されます

平成6年12月に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務がコンピュータ処理することが出来るようになりました。

与那原町ではこれまで和紙原本にて戸籍を管理してまいりましたが、戸籍事務のコンピュータ化を実施することとなりました。



平成20年2月25日から、
戸籍がコンピュータ化されます!

戸籍の改製について

日本では、明治4年に戸籍法が制定され、これまでに何回かの法改正を経てきましたが、今回の法改正により、戸籍の新時代が来たといえるでしょう。

今回の戸籍改製は、与那原町の戸籍全てが対象となっております。

戸籍事務をコンピュータ処理するようになるの?

● 戸籍の届出が正確に速く処理され、届出から証明書の発行迄の時間が短縮されます。

● 現在の和紙原本から磁気原本に変わりますので、帳簿類が電子化され、プライバシーの保護が強化されます。

● 戸籍の謄本・抄本は、これまでの縦書き文書形式から横書きの項目化された、非常に見やすい形になります。

今までの戸籍はどうなるの?

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化へ改製された原本戸籍)として、役場に100年間保存されます。

もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今までどおり申請することにより交付が受けられます。

使用される文字は?

戸籍に記載されている氏・名で使用されている文字が、「誤字(書き間違えたまま使用されている文字で正しい字形でないもの)」の場合、漢和辞典などに挙げられている正字と俗字(法務省で定められている文字)に改められます。戸籍中の氏・名に誤字が含まれている方には、一月下旬ごろ通知を行います。



戸籍のQ&A

Q 戸籍って何?

A 戸籍は日本人の一人一人の身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹など)を記載した公簿です。

Q どんな内容が載っているの?

A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。

Q 筆頭者と世帯主は同じ?

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。また、世帯主とは一つ屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの?

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き写したもので、戸籍抄本はその一部を抜き、書き写したものです。

旧戸籍謄本と

新戸籍謄本の違い

従来

昭和四拾年参月参日 沖縄県島尻郡与那原町で出生 同月八日 届出入籍 平成元年八月参拾日 与那原太郎と婚姻届出 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 十番地 富士次郎 戸籍から入籍		昭和参拾八年四月式日 沖縄県島尻郡与那原町で出生 同月八日 父届出入籍 平成元年八月参拾日 富士桃子と婚姻届出 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 一番地 与那原 一郎 戸籍から入籍		平成元年八月参拾日 編製	
妻	妻	夫	夫	与那原太郎	与那原太郎
昭和四拾年参月参日 富士次郎 花子 女	昭和四拾年参月参日 富士次郎 花子 女	昭和参拾八年四月式日 与那原 一郎 電子 男	昭和参拾八年四月式日 与那原 一郎 電子 男		

戸籍の謄本や抄本などの 名称・書式が変わります

- 戸籍謄本・抄本の名称が変わり、戸籍謄本（全部の証明）は「全部事項証明書」に、戸籍抄本（一部の証明）は「個人事項証明書」になります。
- 戸籍謄本・抄本（全部・一部事項証明書）の様式が左表のように変わります。
- 今までの戸籍は「縦書き」文章体で記載されていましたが、改製後は、「横書き」で各項目ごとに記載され、漢数字も算用数字になります。
- 数字になりますので、読みやすくなりやすい戸籍になります。
- 今まで朱色で押印されていた職印は、コンピュータ用の電子印（黒色の印）に変わります。これに伴い、証明書の用紙には、複写機による偽造を防止する為の特種な用紙（地紋紙）を使用します。

- 本籍の表示が変わります。本籍の地番表示が「〇〇番地の△」と記載されている場合は、「の」が省略され「〇〇番地△」となります。
- これは地番の変更ではないので、運転免許証などを書き換える必要はありません。
- 戸籍の附票も電算化されます。戸籍に記載されている本籍の方の住所がどこにあるかを明らかにする為に、戸籍の附票の制度があります。今回戸籍の電算化に伴い戸籍附票も電算化を行います。

新

(1の1) 全部事項証明

本氏 籍名	沖縄県島尻郡与那原町字与那原 1 番地 1 与那原太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成 1 6 年 1 0 月 3 0 日 【改製事由】 平成 6 年法務省令第 51 号附則第 2 条第 1 項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和 3 8 年 4 月 2 日 【父】 与那原 一郎 【母】 与那原 富士 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和 3 8 年 4 月 2 日 【出生地】 沖縄県島尻郡与那原町 【届出日】 昭和 3 8 年 4 月 8 日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成元年 8 月 3 0 日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 1 番地 1 与那原 一郎
戸籍に記載されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和 4 0 年 3 月 3 日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和 4 0 年 3 月 3 日 【出生地】 沖縄県島尻郡与那原町 【届出日】 昭和 4 0 年 3 月 8 日 【届出人】 父
婚姻	婚姻日】 平成元年 8 月 3 0 日 【配偶者氏名】 与那原太郎 【従前戸籍】 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 10 番地 富士次郎
以下余白	
発行番号 0000000 1 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成 20 年 2 月 25 日 沖縄県島尻郡与那原町長 古堅 國雄	

職印

戸籍証明書の新旧対照

	変 更 前	変 更 後
名 称	戸 籍 謄 本 戸 籍 抄 本	戸 籍 の 全 部 事 項 証 明 書 戸 籍 の 個 人 事 項 証 明 書
様 式	A 3 判 横 長	A 4 判 縦 長
書 式	文章体縦書き	項 目 別 横 書 き
用 紙	白 紙	複 写 防 止 用 紙
公 印	朱 肉 印	黒 色 の 公 印 （ 電 子 印 ）



第八回 全国児童館・児童クラブ 沖縄大会

十月三日・四日の両日「第八回全国児童館・児童クラブ沖縄大会」が那覇市で開催されました。



— あそびにコンビニ —

初日、午前は県庁前で「あそびにコンビニ」が開催され、各地から「遊びの出店」として各児童館で取組んでいる遊びを紹介するブースやパフォーマンส์などがあり、たくさんの子ども達で賑わいました。



— 手作り工房 —

で、「児童館と地域の協働を図る情報発信」というテーマのもと、午後から那覇市久茂地公民館において日頃、児童館のまつりやエコまつりで実践している循環型模範社会「あかぎくるくる町」をエコクラブの子ども達が、全国から参加した児童館や児童クラブの先生方を対象に実践発表を行いました。



— 喫茶店 —

子どもたちは、自信満々に説明し、参加者から大好評でした。楽しく交流ができ、「すごいね」「良かったよ」と声を掛けられて、どの子どもも自信に満ちあふれていました。

参加者のアンケートより

★ 普段の児童館の行事などは常に厚生員や大人が主導権を持っているが「くるくる町」の体験の中で子ども達がいきいき活動しているのがよかった。

★ 子ども達が主体的に行い、心から楽しんでいるのが感じられとても楽しい時間でした。沖縄の子達の温かさが感じられ良かったです。日々の取り組み方がとても知りたくなりました。

★ 遊びながら社会の事やエコが体験できてよかった。子ども達がとても生き生きしていました。



— グリーンガーデン —

「わねこ」へ行ってみよう！

～タンボールでオリジナル写真立て作り～

十一月三十日、手工芸講座「タンボールでオリジナル写真立て作り」を行いました。



参加者は慣れない作業に四苦八苦しながらオリジナルの写真立てを完成させました。「難しい」との声もきかれたのですが、完成品を前にみなさん満足顔でした。



平成20年 2月 行事予定

*** 映画鑑賞会 ***

- 参加対象者：町内在住の障がい者
詳細は只今調整中です。

*** 調理実習 ***

- 10月に植えた野菜を収穫し、みんなで味わいます。
日程や調理方法などは、作物の育ち具合にあわせて調整いたします。

※ 上記事業の詳細は1月下旬頃には決定しています。
参加を希望される方は、電話もしくは交流センターひざし窓口までお問い合わせください。
※ 広報掲載以外にも行事を開催している場合があります。是非一度「障がい者交流センターひざし」まで足を運んでみませんか。

よくある質問

交流センターひざしを利用したいのですが・・・

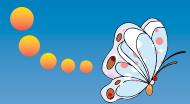
◎ 与那原町在住で心身にハンディがある方やその家族の方ならどなたでも無料利用できます。

利用時間は月曜日～金曜日の午前10：00～午後6時までです。
(土・日・国民の祝日・慰霊の日・年末年始は休館日です。)

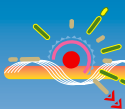
☆ 気軽にお立ち寄りください。

お問い合わせ

町しょうがいしゃ交流センター ひざし ☎ 882-8357 FAX 882-8358



お知らせ



与那原町自立促進委員会委員 募集

現在直面している行政課題や、今後想定される行政課題に対して、与那原町の方向性を検討し、提言をしていただく「与那原町自立促進委員会」の委員を若干名公募します。ご希望の方は住所・氏名・連絡先を明記の上、郵送若しくはFAXでお申込み下さい。

※1月31日(木)必着

お問い合わせ・郵送先

〒901-1392 与那原町字上与那原16番地
与那原町企画総務課 ☎945-2201 FAX946-6074

国民健康保険の遠隔地(マル学・マル遠) 保険証の申請について

マル学の申請 修学のために、子どもが他の市町村に住むとき
必要書類 国民健康保険証・印鑑(認印)、在学証明書もしくは学生証のコピー

マル遠の申請 仕事や長期の旅行等で短期間住所を離れるとき
必要書類 国民健康保険証・印鑑(認印)

*平成20年度からは毎年申請をしなければいけません。引き続き遠隔地の保険証が必要な場合は、健康保険課窓口で申請手続きをして下さい。

*すでに卒業しているがまだマル学の保険証をお持ちの方は、卒業証明書とマル学の保険証、印鑑をお持ちの上健康保険課窓口で手続きをして下さい。

お問い合わせ

健康保険課 ☎945-2204

はかり定期検査のお知らせ

計量法の規定により「特定計量器」の定期検査を行います。

〈ひょう量200kg以下のはかりについて〉

日時 平成20年2月19日(火)午前9時～午後3時
(正午～午後1時の間は検査は行いません)

会場 町福祉センター

手数料 ひょう量、計量器の種類によって異なります。※要問合せ

〈ひょう量200kg以上のはかりについて〉

申請が必要です。計量検定所に連絡し、日程調整のうえ検査を受けてください。

※はかりと組んで使用する分銅・おもり類も一緒に持参して下さい。
又、新規購入した場合はご連絡下さい。

お問い合わせ

沖縄計量検定所 ☎889-2775
企画総務課 ☎945-2201

工業統計調査のお礼

平成20年1月、全国一斉に工業統計調査が行われました。対象事業者の方にはご協力いただきありがとうございました。ご記入いただいた調査票は、国や自治体の施策立案の基礎資料、また小・中・高等学校の教材など広く利用されます。

お問い合わせ

企画総務課 統計係 ☎889-2201

20年度臨時職員等 募集

町では、臨時職員の登録者を募集しています

申込資格 高校卒業以上の学力を有する者及び有資格者。

職種 一般事務職(週40時間勤務・週29時間勤務)
(臨時) 保育士・幼稚園教諭・学校事務員・学校教育支援員・プール監視員・学校大工。

(委託員) 管理栄養士

任用方法 登録者名簿から、必要に応じて4月1日以降任用します。

申込方法 市販の履歴書を企画総務課または学校教育課へ提出してください。
(職種によって提出先が異なります。)

※登録していただいても、必ずしも採用があるとは限りませんので、ご了承願います。

お問い合わせ・提出先

一般事務職・管理栄養士・保育士 → (企画総務課)
☎945-2201
幼稚園教諭・学校事務員・学校教育支援員・プール監視員・学校大工 → (学校教育課)
☎945-2361

健康講話へのご案内

日程 日時 1月19日(土)午後4時～6時
場所 町コミュニティセンター

講演内容

テーマ 自分の体を知り、血管を守ろう
・動脈硬化症の危険因子について
・内臓脂肪蓄積による動脈硬化について
・メタボリックシンドロームについて

講師 田 仲 秀 明 (たなか ひであき)

H14年 豊見城中央病院 糖尿病・生活習慣病センター所長

H17年 糖尿病・生活習慣病クリニック 田仲医院開院

※参加希望者は、申込が必要です。1月18日(金)までに電話にてご連絡下さい。

お問い合わせ・申込先

健康保険課 ☎945-6633

おめでとう 20歳になったら国民年金

国民年金を知っていますか? 満20歳になりましたら、誰でも国民年金に加入することになっております。

年金なんて老後のこと???

・・・とんでもありません。あなたにとっても、身近なものです。これからは、皆さんも社会の一員としていろいろな責任や義務をはたさなくてはなりません。

国民年金もその一つです。

☆保険料の支払い?

自らの国民年金です。将来の備えに保険料を支払うのは当然ですが、支払が困難な方については、役場で免除申請を行ってください。

〔持参していただくもの〕

認印・学生の方は学生証・所得証明・離職証明等が必要となる方もいます。

役場窓口にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

福祉課 年金係 ☎945-1525

平成20年度

1月・2月・3月の無料法律相談

日 時／1月18日(金)・2月15日(金)・3月21日(金)
 時 間／午後2時～4時
 場 所／町社会福祉センター
 内 容／交通事故、土地問題、ヤミ金融、多重責務、相続遺言、家庭問題、他

申込方法／電話予約が必要です。

担当弁護士／中野清光氏(町顧問弁護士)

お問い合わせ

企画総務課 ☎ 945-2201

町・県民税申告受付を行います

各区における日程は下記のとおりです。

受付時間／午前10時～午後12時・午後1時～午後4時

受付月日	区 名	受 付 場 所
2/13 水	与 原	区 公 民 館
2/14 木	江口・町営団地	江口区公民館
2/18 月	当 添	「とうし・むらや」
2/19 火	板 良 敷	区 公 民 館
2/20 水	上 与 那 原	区 公 民 館
2/21 木	浜 田	区 公 民 館
2/25 月	大見武・須利原	集 落 セ ン タ ー
2/26 火	港	区 事 務 所
3/3 月	新 島	綱 曳 資 料 館
3/4 火	中 島	区 事 務 所
3/5 水	森 下	区 事 務 所
3/6 木	県営与那原団地	集 会 所

上記の受付日以降は、税務課窓口で受付を行います。

申告期限 3月17日(月) 申告は期限内に!

○申告が必要な人、申告に必要なものなど詳細についてはお問合せください。
 ○窓口にとられない場合は、郵送提出、代理人申告もできます。

お問い合わせ

税 務 課 ☎ 945-4477

与那原町奨学生 募 集

応募資格／

- ①本町に引続き1年以上本籍又は住所を有する者
- ②大学又は短期大学に在学している者
- ③学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって経済上の支障で学業を続けることが困難と認められる者
- ④他の奨学資金貸与(無利子奨学金)を受けていない者

応募期間／平成20年3月31日(月) 午後5時まで

応募先／与那原町育英会(与那原町教育委員会内)

平成20年度

就学援助制度について

与那原町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助の対象となる方

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活に困窮し、経済的に就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者。

申請期間／平成20年2月4日(月)～2月22日(金)

申請方法／教育委員会で配布している申請用紙に必要事項を記入し、必要な添付書類(所得課税証明書)等と一緒に(教育委員会へ)提出して下さい。

※詳しくはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

教育委員会 ☎ 945-2361

那覇税務署からのお知らせ

1. 那覇税務署・北那覇税務署の「確定申告会場」のお知らせ!

那覇税務署・北那覇税務署の「確定申告会場」は、「浦添市産業振興センター・結の街」(浦添市)です。

設置期間／平成20年2月18日(月)～3月17日(月)

※那覇税務署・北那覇税務署内には、「確定申告会場」を設置しておりませんのでご注意ください。

※昨年まで各市町で実施していた「確定申告説明会」については、今年度から実施しません。

2. 「広域還付申告センター」変更のお知らせ

従来、県庁1階県民ホールにて開設しておりました医療費控除等の還付申告者のための「広域還付申告センター」を次のとおり変更いたします。

期 間／平成20年2月1日(金)～2月15日(金)

時 間／午前9時～午後4時

場 所／那覇市天久905 琉球新報本社1階ギャラリ

3. e-Tax(国税電子申告・納税システム)に関するお知らせ

e-Taxを利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットで国税に関する申告や申請、納税ができ、大変便利です。

また、e-Taxにより所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子証明書等を併せて送信した場合に、所得税額から5千円(その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)できるようになります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

那覇税務署個人課税第1部門 ☎ 867-3101

内線206・240・243 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

ご寄付ありがとうございます 与那原町育英会寄付者(平成19年度分)



比 嘉 文 様

安 里 ミ ツ 様 字与那原1729番地 金 50,000円

与那原愛馬会 様 世話人 伊野波 盛久
 金409,000円

比 嘉 文 様 字与那原84-1 金500,000円

お問い合わせ

与那原町育英会 ☎ 945-2361 (教育委員会内)

以上の方々より、多額のご寄付をいただきました。本町の人材育成事業に対する深い御理解と御協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

(平成19年7月から19年12月受付分)

マリンタウン東浜

あがり はま

12月末
までの
契約状況



住宅用地／212筆
商業用地／ 23筆 計235筆

只今、随時申し込み受付中!

お問い合わせ

東浜現地案内所 ☎ 871-9396

東浜ホームページ

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/MTP/index.htm>

沖縄県の最低賃金

守ろう! 確かめよう! この最低賃金

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額
沖縄県最低賃金	時間額 618円

適用除外

ただし、次に掲げる者は
(2)の産業別最低賃金から除外され
(1)の地域別最低賃金が適用されます。
①18歳未満又は65歳以上の者
②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(2) 産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額
畜産食料品製造業	時間額 656円
糖類製造業	時間額 664円
清涼飲料、酒類製造業	時間額 658円
新聞業	時間額 705円
各種商品小売業	時間額 648円
自動車(新車)小売業	時間額 650円

最低賃金に関するお問い合わせは

沖縄労働局 賃金室

☎868-3421 又は最寄りの労働基準監督署へ。

落とし物や忘れ物の
取扱方法を定めた **遺失物法** が平成19年12月10日より
変わりました!

落とし物や忘れ物の
保管期間が3か月
になります

携帯電話やカード類など
個人情報が入った物に
ついては、拾った人が
所有権を取得できない
こととなります

傘や衣類など
大量・安価な物等は、2週間以
内に落とし主が見つからない
場合は
売却 できることとなります

落とし物や忘れ物の情報が
インターネットで公表
され、探しやすくなります

公共交通機関や店舗など多
くの落とし物や忘れ物を取り
扱う事業者を対象に
特例施設占有者制度が
新設されます

動物愛護法による取引の対
象となった
犬・ねこは、
遺失物法の対象外
となります

落とし物や忘れ物をされた方へ

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。また、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をしてください。
各都道府県警察のホームページにアクセスしていただく、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探すことができるようになります。

落とし物や忘れ物を拾われた方へ

駅や店舗などの施設で拾った場合には、その施設に届けてください。施設以外(路上等)で拾った場合には、最寄りの警察署又は交番・駐在所に届けてください。

お問い合わせ 警視庁・都道府県警察 与那原警察署 ☎945-0110

はたちの献血キャンペーン 1/1～2/29

「はたち」の若者を中心にはたちの献血キャンペーンをおこなっています。あなたのわずかな時間で救える命があります。献血事業に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

学童クラブ 児童募集

募集クラブは下記の4カ所です

- ビュウラ学童クラブ(中島区) ☎945-2986
- きらり学童クラブ(当添区) ☎946-1244
- 当間学童児童クラブ(港区) ☎946-6408
- おおしろ学童(新島区) ☎945-2548

お問い合わせ

福祉課 ☎945-1525

おきなわアジェンダ21 県民環境フェアinうるま

開催期日／平成20年1月27日(日)9:30～16:30

開催場所／うるま市本庁舎市民広場

主催／県民環境フェアinうるま実行委員会
おきなわアジェンダ21県民会議

実施内容／環境展示会、環境交流集会、フリーマーケット、花や野菜・食品展示即売会、エコ昼食・エコカフェ、ステージイベント

重点テーマ／始めよう! 広げよう! 足元からの地球温暖化対策

お問い合わせ

沖縄県地球温暖化防止活動推進センター((財)沖縄県公衆衛生協会内)

☎945-2686

危険物取扱者試験

試験日時／平成20年3月9日(日)午前10時開始

試験の種類／甲種、乙種(第1～6類)、丙種

試験会場／南部農林高等学校、沖縄国際大学、北部農林、高等学校、宮古工業高等学校、八重山農林高等学校

受験願書受付期間／平成20年1月25日(金)～2月1日(金)

受験案内書配布先／各消防本部、宮古支庁総務観光振興課、消防試験研究センター

受験受付方法／受験願書を消防試験研究センターへ郵送又は直接窓口へ持参

お問い合わせ

〒900-0025 那覇市壺川3-2-6 壺川ビル2階
(財)消防試験研究センター沖縄県支部 ☎855-7101
ホームページ:<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

新春囲碁大会

日時／平成20年1月20日(日)午前9:00～

会場／町社会福祉センター

受付／当日会場に於て午前9時より

参加費／2,000円(当日会場で徴収)

お問い合わせ

与那原町囲碁愛好会(津嘉山) ☎945-2201



老人クラブやいびん

町老人クラブ ☎九四五・三〇二六 (町社協内)

新年明けましておめでとーございます

町民の皆様方にはご健勝にて新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。



与那原町老人クラブ連合会 会長 神谷 春次

昨年中は町老人クラブにおきましても全国老人クラブの三大運動であります「健康・友愛・奉仕」を展開し、「生活を豊かにする楽しい活動」、「地域を豊かにする社会活動」を推進してまいりましたが、今後も継続していく所存であります。今年も昨年同様に町健康保険課や福祉課並びに町社会福祉協議会のご指導・ご支援・ご協力をいただき健康づくりや友愛訪問活動・奉仕活動を行い、「安心・安全な町づくり」に寄与したいと思



六十歳代以上で町老人クラブ活動に賛同し入会してくださる方々を歓迎し、一緒に楽しく仲間づくりや健康づくりをしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。また、今年も皆様にとりましてよい年になりますようご多幸を祈念いたします。

広告募集

町のホームページ、町広報誌等刊行物や印刷物に
広告(有料)を載せてみませんか?
詳しくはお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ 企画総務課 広報係 ☎945-2201

包んでポイ イサゴール50億

インドの食物繊維と腸内細菌を豊かにする、ビフィズス菌、オリゴ糖などの働きで、たっぷりの便を作り、老廃物や毒素まで包んで排出。ダイエツト効果もあり大人気。



大腸を活性 45包入 6,090円

便秘でお悩みの方・先着20名様
快便セットのサンプル進呈!

営業時間/AM9:30~PM8:00
定休日(日曜日)

板良敷丸大スーパー近く

めぐみ薬局
☎945-5710

広告

ずっといっしょ。ずっとしあわせ。

有料老人ホーム



ほがらか苑与那原

オープンしました 事業所番号:4773400124

デイサ-ビスセンターほがらか



てる君 まーちゃん

入居者募集中!!

代表取締役 照屋 義実
(株)ケアサポート(照正グループ)

〒901-1303 与那原町字与那原1122番地 TEL&FAX (098) 945-0556
www.terumasagumi.co.jp/hogarakaka/ E-mail:hogarakaka@terumasagumi.co.jp

広告

医療法人 和の会



与那原中央病院

診療科目 院長 与儀 裕

内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・麻酔科
肛門科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科
消化器科・循環器科・呼吸器科・歯科・歯科口腔外科
心カテ検査・睡眠時無呼吸検査・人工透析・人間ドック

〒901-1303 与那原町字与那原2905 ☎(098) 945-8101 (代)

広告

謹賀新年 冠婚葬祭

24時間受付

(有)セレモニー沖縄

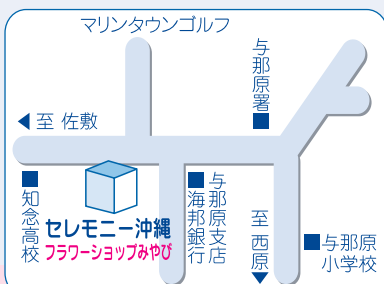
代表取締役 伊是名 雅 敏

与那原町字与那原349番地の1

☎946-9300

生花部 フラワーショップ みやび

TEL 098-946-2117
FAX 098-946-5692



☎0120-69-2117